

前橋市監査委員公表第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により、農政部、農業委員会事務局、水道局の定期監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成29年10月11日

前橋市監査委員	福	田	清	和
同	田	村	盛	好
同	宮	田	和	夫
同	横	山	勝	彦

内 監

平成29年10月11日

前 橋 市 長 山 本 龍 様
前 橋 市 議 会 議 長 金 井 清 一 様
前 橋 市 農 業 委 員 会 会 長 堀 越 恒 弘 様

前橋市監査委員	福 田 清 和
同	田 村 盛 好
同	宮 田 和 夫
同	横 山 勝 彦

定期監査の結果について（報告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により実施した監査の結果について、同条第9項の規定により、別紙のとおり報告します。

定期監査結果報告書

1 監査対象部局

農政部

農林課、農村整備課

農業委員会事務局

水道局

経営企画課、水道整備課、浄水課、下水道整備課、下水道施設課

2 監査期間

平成29年8月23日から同年10月11日まで

3 監査対象

平成29年度における財務に関する事務の執行。ただし、必要に応じて平成28年度も対象としました。

4 監査方法

歳入・歳出状況等あらかじめ提出を求めた監査資料に基づき、所属長から概要聴取を行い、関係書類、諸帳簿等を抽出により調査するとともに、関係者から説明を聴取するなどの方法により実施しました。

監査に当たっては、財務に関する事務が関係法令に基づき適正かつ効率的に執行されているかに主眼を置くとともに、下記の項目を監査重点項目として定めました。

- (1) 補助金等交付事務について
- (2) 契約事務について
- (3) 財産管理事務について
- (4) 債権管理事務について
- (5) 現金取扱事務について
- (6) 雇用管理事務について
- (7) 管外出張事務について

5 所属別監査結果

財務に関する事務の執行については、おおむね適正に執行されていると認められましたが、一部に改善を要する事項や事務の検討を要望する事項がありました。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、監査執行の際に各所属長に対して改善等を指導しました。

(1) 農政部農林課（指摘事項1件、要望事項1件）

ア 債権管理事務について（指摘事項）

ふれあい農園賃料に係る収入事務において、履行期限までに納入しない者に対し、債権の管理に関する条例施行規則第3条で規定する履行期限後20日以内に督促状を発していなかった。

債権の管理に関する条例、同条例施行規則にのっとり適正な事務処理を行うように改善されたい。

イ 補助金等交付事務について（要望事項）

(ア) 交付手続等の見直しについて

有害鳥獣対策事業補助金ほか複数の補助金において、交付申請書の提出とは別に事前の手続として事業計画承認申請書等の提出を求めていた。また、担い手支援事業補助金ほか複数の補助金において、実績報告書の提出とは別に完了報告書の提出を求めていた。

補助金等交付事務においては、交付要項にのっとり、交付手続の各段階での審査を慎重に行うことが重要であるものと考えているが、補助事業者の負担軽減や事務の効率化の観点から、交付手続等を簡略化するなど事務の見直しについて検討されたい。

(イ) 証拠書類の取扱いについて

機械等の導入や施設等の整備に対する各種補助金において、交付要項に領収書写し等の証拠書類の提出について明確な定めがないため、実績報告書の提出後に事務連絡の書面等により提出を求めるなど、代金支払確認の取扱いが統一されていない状況であった。

機械等の導入や施設等の整備に対する補助については、代金の支払いが完了したことを適切に確認する必要があるものと考えているため、補助事業の遂行上必要と認められる場合には、補助金の概算払等を行い、実績報告書に領収書写し等の証拠書類の添付を求めるなど、確認手続の明確化を図られたい。

(2) 農政部農村整備課（指摘事項 1 件）

ア 契約事務について（指摘事項）

市単独農業土木事業、農業集落排水事業などの修繕工事において、見積書は徴していたが、予定価格調書を作成しておらず、見積合わせを行っていなかった。

契約規則、契約事務取扱規程、少額工事事務処理要領にのっとり適正な事務処理を行うように改善されたい。

(3) 農業委員会事務局（指摘事項 1 件）

ア 財産管理事務について（指摘事項）

備品の管理において、財務規則第 230 条の規定に基づき、物品管理者による備品確認を 8 月中に実施していたが、所在が確認された備品のうち、9 月 13 日時点で所在不明となっているものが 1 点あった。

財務規則にのっとり適正な管理を行うように改善されたい。

(4) 水道局経営企画課（要望事項 1 件）

ア 行政財産使用料規程に関する取扱基準の見直しについて（要望事項）

水道局で規定している行政財産使用料規程に関する取扱基準において、平成 26 年 4 月 1 日の消費税率の改正に併せてその取扱基準を見直しておらず、行政財産の使用料について、適切な額を定めていない状況であった。

現行の消費税率に見合った使用料となるように行政財産使用料規程に関する取扱基準の見直しを検討されたい。

(5) 水道局水道整備課（指摘事項 1 件、要望事項 1 件）

ア 補助金等交付事務について（指摘事項）

(ア) 予算の繰越について

鉛製給水管取替工事助成金において、平成28年度に交付決定を受けたものの、年度内に事業が完了しない助成事業に対し、予算繰越の手続きを行わないまま交付を保留とし、当年度に交付しようとしていたものがあつた。

避け難い理由により補助金の交付を翌年度に繰り越す場合は、地方公営企業法第26条第2項及び同法施行令第19条に基づき、事故繰越の手続きを行うように改善されたい。

(イ) 工事完了届の提出について

鉛製給水管取替工事助成金において、交付要項では事業が完了した日から30日以内に工事完了届等を提出させることと規定しているが、平成28年度で期限内に提出されていないものが複数見受けられた。

補助金等交付規則、交付要項にのっとり適正な事務処理を行うように改善されたい。

イ 現金取扱事務について（要望事項）

(ア) レジスターの導入について

行政情報複写実費徴収金に関する現金収納事務において、窓口で現金領収書を交付しているが、現金領収書の金額を訂正しているもの、3枚複写として使用していないもの、年度の記載が漏れているもの、年度の記載を誤っているものなどが散見され、前回の監査指摘事項の改善が依然としてされておらず、事務の煩雑化が継続している状況が伺える。

抜本的な事務改善、事務の効率化及び市民サービスの観点からレジスターの導入について検討されたい。

(イ) 人員体制等の見直しについて

行政情報複写実費徴収金に関する現金収納事務において、会計規程第29条では、収納した現金は翌日までに経営企画課長に引き継がなければならないと規定しているが、遅延しているものが複数見受けられた。また、現金を経営企画課長に引き継ぐまでの間、鍵のかからない机の引出しで保管しており、安全に管理しているとは言い難い状況であつた。

現在の事務処理体制では、収納した現金を取りまとめ、調定処理等を行う職員が1人しかおらず、休暇等の場合に事務手続きが遅れる状況であることから、副担当者を設置するなど人員体制を見直すとともに、現金の安全な管理に努められたい。

(ウ) つり銭準備資金について

行政情報複写実費徴収金に係る市民や業者へのつり銭交付において、職員が自費で用意していた。

公金の取扱いに係るつり銭準備資金については、経営企画課から交付を受けられたい。

(6) 水道局浄水課（指摘事項2件）

ア 契約事務について（指摘事項）

(ア) 予定価格について

敷島浄水場場内案内対応業務において、作成した予定価格調書を封筒に入れて保管しておらず、秘密の保持が確保されていない状況であつた。

また、敷島浄水場一般開放用駐車場誘導警備業務（委託第10号）において、実施伺で決裁を受けた予算額を上回る予定価格を設定し、見積合わ

せを執行していた。

水道局契約規程、水道局契約事務取扱要綱及び役務等業務委託契約事務マニュアルにのっとり適正な事務処理を行うように改善されたい。

(イ) 契約書の記載事項について

敷島浄水場一般開放用駐車場誘導警備業務（委託第10号）委託契約書において、水道局契約規程第52条で規定する契約書に記載しなければならない事項のうち、委託業務が完了した旨の検査に関する事項を記載していなかった。

また、敷島浄水場管理棟ほか消防設備保守点検業務委託契約書（委託第3号）において、業務の範囲及び方法等については、末尾記載の仕様書に基づくものとしているにもかかわらずその記載がなく、委託料の支払についても部分払で行っているが、工程表兼引渡期日、請求月等一覧表を契約書に添付していないなど、必要な事項が適切に記載や添付されていないものもあった。

水道局契約規程、水道局契約事務取扱要領及び役務等業務委託契約事務マニュアルにのっとり適正な事務処理を行うように改善されたい。

(ウ) 土地の賃貸借契約について

水道施設等用地のための土地賃貸借契約のうち平成28年度に締結した変更契約書において、使用期間の条項に、契約期間満了1か月前までにそれぞれ意思表示がないときは、以後3年間使用期間の更新があったものとし、それ以降の期間についても同様とする自動更新の規定を追加していた。

不動産の賃貸借については、地方自治法第234条の3の規定に基づき長期継続契約として複数年に渡る契約を締結できるが、不動産価格の変動を考慮した賃貸料への見直し等を図る観点からも自動更新条項を適用せず、期間満了の都度、新たに契約書を取り交すように改善されたい。

イ 旅費支給事務について（指摘事項）

利根川・荒川水系水道事業者連絡協議会総会及び講演会出席のための出張において、庶務事務マニュアルでは、市以外から昼食が支給される場合に日当の調整を行うものと規定しているが、昼食の提供があるにもかかわらず、日当の調整を行わずに全額支給していた。

過払い分は戻入させるとともに、水道局職員等の旅費に関する規程、庶務事務マニュアルにのっとり適正な事務処理を行うように改善されたい。

(7) 水道局下水道整備課（指摘事項1件、要望事項1件）

ア 契約事務について（指摘事項）

下水道使用料徴収関連業務において、地方公営企業法施行令第26条の4で規定する公金の徴収又は収納の事務を私人に委託した場合の告示及び公表を行っていなかった。

地方公営企業法施行令にのっとり適正な事務処理を行うように改善されたい。

イ レジスターの導入について（要望事項）

行政情報複写実費徴収金に関する現金収納事務において、窓口で現金領収書を交付しているが、現金取扱員の記載がないもの、現金取扱員と納人が同一の記載となっているもの、3枚複写として使用していないものなどが散見され、水道整備課と同様に、事務の煩雑化が継続している状況が伺える。

抜本的な事務改善、事務の効率化及び市民サービスの観点からレジスターの導入について検討されたい。

(8) 水道局下水道施設課（指摘事項 1 件）

ア 契約事務について（指摘事項）

住宅団地排水処理施設自家用電気工作物保安管理業務において、水道局契約規程第 13 条第 1 項では指名競争入札に参加させようとする者を 3 者以上指名するものと規定しているが、特別な事情もなく指名競争入札の選定業者を 2 者として入札を実施していた。

水道局契約規程にのっとり適正な事務処理を行うように改善されたい。